

凶しき女生める母に孝養せずして現に悪しき死の報を得る縁 第二十四

故京に一の凶しき婦有り。姓名詳ならず。かつて孝する心無く、其の母を愛ばず。母斎日に當りて飯を炊かず、斎食せむと思念ひてすなはち女の辺に就きて飯を乞ふ。其の女曰はく「今日家長と我れと、また斎食せむとす。此れを除きて以外は、余の母に供るもの無し」といふ。時に其の母稚き子有り。携きて家に還る。俛して道の頭を視れば、遺てられたる裏飯有り。拾ひて餓を慰む。なほ寝室に勞ひて夜半の後に、有る人來りて戸を扣きて曰はく「汝が女高く叫びて「吾が胸に釘有り。方將に死なむとす」といふ。故に往きて看るべし」といふ。母疲れ寝たるを以ちて、往きて活くること得ず。其の女終に死にてまつた相見はず。孝養せざして死ぬる、此れよりは如かず、分を譲りて母に供りて死なむには。

第二十四縁 惡業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ四十一に書承。
 「所生母」(孟蘭盆經)。二本書では姓は「姓(なまこ)」よりもむしろ「氏(うじ)」をさしている。底本訓詁(詳明也)。三在俗の仏教信者が戒を一日一夜もる日。まもる戒は八戒戒(中巻十五、二十三、二十九、三十日)、十戒日(毎月の一、八、十四、十五、十八、二十三、二十四、二十八、二十九、三十日)など。四一日一回、正午以前に食事すること。一日一食である。當時、俗家の生活では一日二食。「斎食は、食事の内容にも制限があった。肉食は避けられた(凡月六齋日、公私皆殺生)。五齋合(五戒)。五辛も避けられた。上文に不(飲)飯とあるのは、斎日には火の使用も忌まれたか。五底本訓詁(免佐伏か)也、又即也)。六底本訓詁(裏津三)。七底本訓詁(寢禰太利)。八孝養せずに死ぬ、そのことは分を譲りて母に供て死ぬことに及ばない。「不(孝養)而死と(譲)分供(母而死)」とを比較し、「譲(分供)母而死」をえらぶ。

第二十五縁 善業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ四十一に書承。

九少欲知足(妙法蓮華經・普賢菩薩勸發品、無量寿經・上)。十(使)塞己田口(水施百姓田)が、この表現に該当する。十一慶雲三年(大治)歿(紀)。五十歳(懷風藻)。(以三王申年功、詔贈從三位・大花上利金之子也(続紀慶雲三年二月六日条)。十二持統天皇。三未詳。同様の記事は日本書紀・持統天皇六年二月、三月、の条にみえる。万葉集・一・四左注所引の「日本紀」は、「朱鳥六年壬辰」として同様の記事を載